

野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築事業 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

この「公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、株式会社のだむら（以下「当社」という。）が中山間地域所得確保推進事業実施計画（事業実施計画）により実施する「野田村産山ぶどうの価値創造とブランド構築事業業務」（以下「本業務」という。）に関する委託候補者の選定に関して、公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

(1) 業務件名及び数量

野田村山ぶどうの価値創造とブランド構築事業業務一式

(2) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

※ただし、この仕様書は業務の概要を示すものであり、事業目的の達成のために必要と認められる事項である場合には、当該仕様書に記載されていない事項であっても、委託料の上限額の範囲内で提案できるものです。

(4) 委託料の上限額

5,100,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務企画内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

2 参加資格者の要件

参加者の資格要件は、以下に記載する公募型プロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）を全て満たしている者としします。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (4) 租税を滞納していないこと。
- (5) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

3 公募型プロポーザル手続きに関する事項

(1) 提出及び問合せ先

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第31地割31番地 1

観光物産館ぱあぷる

TEL : 0194-78-4171 FAX : 0194-78-3370 E-mail : info@pa-puru.com

(2) 参加届出書類の提出

参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を上記提出先へ持参、郵送又はメールにより提出してください。

① 参加届出書類 (各 1 部)

・【様式 1】公募型プロポーザル参加届出書

・【様式 2】会社概要 (過去 5 年 (平成 28 年度から令和 2 年度まで) に受注した類似業務又はから受注した事業がある場合は、主な事業の概要も記載)

② 提出期限

令和 3 年 12 月 3 日 (金)

提出方法により、次のとおり取り扱います。

・持参の場合 12 月 3 日 (金) 17 時までの提出とします。

なお、受付時間は平日の 9 時から 12 時まで、13 時から 17 時までとします。

・郵送の場合 12 月 3 日 (金) 消印有効とします。

ただし、同日郵送の場合、その旨を同日 17 時までに上記提出先へ連絡してください。

・メールの場合 12 月 3 日 (金) 17 時までの送信とします。

様式 1 については、会社印等を押印したものを PDF 等のデータに変換し、カラープリントできる状態で送信してください。

③ 提出期限までに書類を提出しない者は、公募型プロポーザルに参加することができないものとしします。

④ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、公募型プロポーザルへの参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする場合があります。

(3) 参加資格の喪失

参加者は、4 に定める企画提案審査日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとしします。

(4) 提案書等の提出

① 参加者は、以下に定める書類 (以下「提案書等」という。) を、(1) に記載する提出先へ持参、郵送又はメールにより提出してください。

なお、1 参加者につき 1 提案とし、提案に係る費用の総額は、1 (4) に定める委託料の上限額を超えないものとしします。

ア 企画提案書（持参又は郵送の場合 3 部）

※業務実施体制、業務実施方針、業務フロー、工程表等（いずれも任意様式）を含む内容としてください。

※体裁等を厳密に指定するものではありませんが、目安については次のとおりです。

- ・A4、横書き、文字11ポイント以上

イ 見積書（持参又は郵送の場合 3 部）

企画提案書とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにしてください。

※費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の10/100に相当する額（消費税額及び地方消費税額）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額としますので、参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額及び当該金額の10/100に相当する金額を費用積算内訳書に記載してください。

ウ 提案書等提出後の追加、修正（再提出）は提出期限内に限り認めます。提出期限後においては原則認めません。

エ 企画提案にあたり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得てください。

オ 審査の結果、委託候補者として選定された者は、契約締結後に、当社と協議・調整を行ったうえで、事業実施することとなります。

なお、その際、公募型プロポーザルにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがあります。

② 提出期限

令和3年12月3日（金）

提出方法により、次のとおり取り扱います。

- ・持参の場合 12月3日（金）17時までの提出とします。

なお、受付時間は平日の9時から12時まで、13時から17時までとします。

- ・郵送の場合 12月3日（金）消印有効とします。

ただし、同日郵送の場合、その旨を同日17時までに上記提出先へ連絡してください。

- ・メールの場合 12月3日（金）17時までの送信とします。

カラープリントできる状態でデータ送信してください。

- ③ 提出期限までに提案書等を提出しない者は、公募型プロポーザルに参加することができないものとします。

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案
- (6) 参加届出書、企画提案書に関する質問及び回答
 - ① 質問先 実施要領3・(1)と同じ
 - ② 質問期間 令和3年11月22日(月)～令和3年11月26日(金)午後5時まで
 - ③ 質問方法 質問書【様式3】に必要事項を記載し、持参、ファックスまたは電子メールにより提出すること。なお、ファックスまたは電子メールにより提出するは、必ず電話にて到達確認を行うこと。
 - ④ 回答 令和3年11月30日(火)に当社ホームページ上に掲載するので、質問の有無にかかわらず確認のこと。
- (7) 公募型プロポーザルへの不参加
 - ① 公募型プロポーザル参加予定者が、4に定める企画提案審査に参加しない場合は、審査開始日の前日までに「【様式4】「公募型プロポーザル参加辞退届」を、(1)に記載する提出先へ提出してください。
 - ② ①により不参加となった場合も、これを理由として、以降、当社が実施する他の公募型プロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはありません。

4 委託候補者の選定方法に関する事項

- (1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき行います。なお、提案書等の内容が、1(4)に定める委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものです。
- (8) 審査の方法
 - ① 審査日 令和3年12月上旬(予定)
 - ② 方法等 審査は、参加者から提出された提案書等による書類審査で行います。
- (9) 委託候補者の決定
 - ① 当社は、審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定します。委託候補者との契約締結にあたっては、提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものであります。
 - ② 審査結果は、委託候補者決定後、速やかに参加者へ書面で通知します。
 - ③ ①の契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと当社が認めた場合は、当社は次点の者と契約の交渉を行います。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 無
- (3) 提案書等の位置づけ

提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものと

します。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、当社と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがあります。

6 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、プロポーザルにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が当社に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。なお、提出書類は返却しないこととします。
- ② 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- ③ 当社が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 電子メール等の通信事故について、当社は原則として責任を負いません。

(2) 公募型プロポーザル参加に要する経費

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとします。

(3) 失格となる場合

参加者は、次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 参加資格の要件を満たさなかった場合
- ② 提出期限に遅れた場合
- ③ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
- ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 委託料の上限額の超過あるいは著しい低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(4) 公募型プロポーザルのスケジュール（予定）

月日等	項目
令和3年12月3日（金）	参加届出書類 提出期限

12月3日（金）	提案書等 提出期限
11月22日（月）～11月26日（金）	提案書等質問受付
11月30日（火）	提案書等質問への回答
12月中旬	提案書等 審査
12月中旬	公募型プロポーザル結果通知
12月中旬	契約締結